

キャンセル時の受講手数料の取扱いについて

区分	事由	返還額
A.	本協会の都合により資格講習を中止した場合	100%
B.	次に定める理由により受講を取り消した場合 (1) 天災地変の場合 (2) 荒天時、交通ストライキや重大事故による公共の交通機関の途絶の場合 (3) 受講者自身の負傷・疾病の場合 (4) 受講者の2親等以内の者の重篤な疾病又は死亡の場合 (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の場合 (6) その他、担当理事がやむを得ない事情と認める場合	100%
C.	上記以外の受講者の都合により受講を取り消した場合 (1) 講習初日より30日以前の取消 (2) 講習初日より29日前から15日前までの取消 (3) 講習初日より14日前から4営業日前までの取消 (4) 講習初日より3営業日前から1営業日前までの取消 (5) 講習初日以降	100% 90% 70% 40% 0%

- (1) 区分Bの事由である場合、それを証明する書面の提出が必要です。
- (2) 受講手数料の返還にかかる振込手数料は、受講者の負担とします。
※区分Aは除く